



長野県報

7月20日(木)
平成29年
(2017年)
第2893号

目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課） 1

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（園芸畜産課） 1

長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）変更の届出（会計課） 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） 5

公告

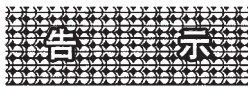
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（財産活用課） 5

総合評価一般競争入札（県立大学設立準備課） 8

長野県鳥川渓谷緑地の指定管理者の候補者の募集（都市・まちづくり課） 10

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 10

特定調達契約に係る落札者の決定（会計課） 10



長野県告示第392号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域

とします。

平成29年7月20日

長野県知事 阿部 守一
茅野市金沢字御狩野5683番1、字壺本柏木2983番及び2984番1

産業立地・経営支援課

長野県告示第393号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報がありました。

平成29年7月20日

長野県知事 阿部 守一

種畜証明書の書換交付

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第11380853187号	牛	黒毛和種	虎伍2780 (全和16子受鳥黒7147)	変更前 鳥取県 独立行政法人 家畜改良センター鳥取牧場 変更後 木曾郡木曾町 木曾農業協同組合	2級	平成28年11月2日 ～ 平成29年11月1日	全国一円

園芸畜産課

長野県告示第394号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成29年6月30日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)の変更の届出がありました。

平成29年7月20日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所	佐久市岩村田564	佐久市岩村田564 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所
旧	佐久浅間農業協同組合 岩村田支所		佐久市岩村田564 佐久浅間農業協同組合 岩村田支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所平根店	佐久市上平尾1010	佐久市上平尾1010 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所平根店
旧	佐久浅間農業協同組合 平根支所		佐久市上平尾1010 佐久浅間農業協同組合 平根支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所東店	佐久市志賀6106	佐久市志賀6106 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所東店
旧	佐久浅間農業協同組合 東支所		佐久市志賀6106 佐久浅間農業協同組合 東支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所高瀬店	佐久市鳴瀬1436	佐久市鳴瀬1436 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所高瀬店
旧	佐久浅間農業協同組合 高瀬支所		佐久市鳴瀬1436 佐久浅間農業協同組合 高瀬支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店	佐久市塚原801-1	佐久市塚原801-1 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所中佐都店
旧	佐久浅間農業協同組合 中佐都支所		佐久市塚原801-1 佐久浅間農業協同組合 中佐都支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所	佐久市三塚100	佐久市三塚100 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所
旧	佐久浅間農業協同組合 野沢支所		佐久市三塚100 佐久浅間農業協同組合 野沢支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所平賀店	佐久市平賀5333	佐久市平賀5333 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所平賀店
旧	佐久浅間農業協同組合 平賀支所		佐久市平賀5333 佐久浅間農業協同組合 平賀支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所内山店	佐久市内山5625	佐久市内山5625 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所内山店
旧	佐久浅間農業協同組合 内山出張所		佐久市内山5625 佐久浅間農業協同組合 内山出張所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所中込店	佐久市中込478-1	佐久市中込478-1 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所中込店
旧	佐久浅間農業協同組合 中込支所		佐久市中込478-1 佐久浅間農業協同組合 中込支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所岸野店	佐久市伴野1489	佐久市伴野1489 佐久浅間農業協同組合 佐久野沢支所岸野店
旧	佐久浅間農業協同組合 岸野支所		佐久市伴野1489 佐久浅間農業協同組合 岸野支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 御代田支所小沼店	北佐久郡御代田町大字馬瀬口953 - 4	北佐久郡御代田町大字馬瀬口953 - 4 佐久浅間農業協同組合 御代田支所小沼店
旧	佐久浅間農業協同組合 小沼支所		北佐久郡御代田町大字馬瀬口953 - 4 佐久浅間農業協同組合 小沼支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 御代田支所伍賀店	北佐久郡御代田町大字草越1207 - 23	北佐久郡御代田町大字草越1207 - 23 佐久浅間農業協同組合 御代田支所伍賀店
旧	佐久浅間農業協同組合 伍賀支所		北佐久郡御代田町大字草越1207 - 23 佐久浅間農業協同組合 伍賀支所

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久望月支所	佐久市協和2361- 1	佐久市協和2361- 1 佐久浅間農業協同組合 佐久望月支所
旧	佐久浅間農業協同組合 望月支所		佐久市協和2361- 1 佐久浅間農業協同組合 望月支所

会 計 課

長野県木曾建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年7月20日

長野県木曾建設事務所長 市 岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 御岳王滝黒沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 別	敷地の幅員 m	延 長 km
木曾郡王滝村3439番地先から 木曾郡王滝村2721番の1地先まで	旧	6.0~20.6	0.3484
同 上	新	6.0~21.6	0.3540

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年7月20日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 147号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市豊科2315番の1地先から 安曇野市豊科2400番の1地先まで	旧	8.3~11.3 m	0.2123 km
同上	新	8.3~14.5	0.2123

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年7月20日

長野県木曾建設事務所長 市岡進

- 1 路線名 御岳王滝黒沢線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡王滝村2761番の1地先から
木曾郡王滝村2753番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年7月20日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達製品等の種類及び数量
長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気
契約電力 1,650kW 予定使用電力量 5,040,000kWh

- (2) 調達製品等の特質等
入札説明書によります。
 - (3) 調達期間
平成29年10月1日から平成30年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 調達場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。
落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成22年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
 - 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。
 - (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>